

資料4 毒薬、劇薬 ※毒劇物自体は試験には出ないが、質問が多いため比較のために記載。

- 毒薬は**毒性**が強いもの、劇薬は**劇性**が強いものとして、厚生労働大臣が**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて指定する医薬品
- 薬効が期待される摂取量（**薬用量**）と中毒のおそれがある摂取量（**中毒量**）が接近しており**安全域が狭い**ため、その取扱いに注意を要するもの等が指定される

区分	毒薬	劇薬	毒物	劇物
	医薬品	医薬品	医薬品以外	医薬品以外
LD50の値	経口<30mg/kg	経口<300mg/kg	経口<50mg/kg	経口<300mg/kg
	皮下注射<20mg/kg	皮下注射<200mg/kg	経皮<200mg/kg	経皮<1000mg/kg
	静脈注射<10mg/kg	静脈注射<100mg/kg	吸入の規定もあり	
例	<ul style="list-style-type: none"> ●医療用 ：多くの抗がん剤 ●要指導・一般用医薬品：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療用 多くのワクチン等、 多くの医薬品 ●要指導医薬品：ED改善薬 	青酸カリ 水銀 フッ酸 ヒ素 など	塩酸 硫酸 硝酸 など
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> ・14歳未満：× ・その他安全な取り扱いに不安のある者：× 		<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満：× ・その他規定あり 	
販売記録の保存	2年間		5年間	
表示				
	黒地に白枠、白字で、その品名および「毒」の文字	白地に赤枠、赤字でその品名および「劇」の文字	赤地に白色で「医療用外毒物」の文字	白地に赤色で「医療用外劇物」の文字
開封販売（=分割販売）	薬局、卸売販売業、店舗販売業：○ ※管理者が 薬剤師 である必要がある。 配置販売業：×			
貯蔵・陳列	鍵が 必要	鍵は 不要		
	他の医薬品と区別する			
その他	・一般の生活者に対して販売又は譲渡する際には、当該医薬品を譲り受ける者から、 品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業 が記入され、 署名又は記名押印 された文書の交付を受けなければならない。 ・一般用医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものではなく、要指導医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものはごく一部である。			